

# 日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## MPIのFAQ解説 05 「一般名処方と一般名処方加算」

日医工株式会社 学術部

作成：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 寺坂裕美  
日医工医業経営研究所（日医工MPI）

監修：（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4463 菊地祐男

資料No.20170929-474



日医工株式会社

日医工MPIでは、直接のお問い合わせはお受けしていません。ご質問等は日医工MRにお尋ねください

# 一般名処方と一般名処方加算



Q:後発医薬品が発売されていないアバプロ錠やイルベタン錠は一般名処方できますか？

A:一般名処方は後発医薬品が発売されていなくても可能です。  
ただし一般名処方加算は後発品が発売されてから算定できるようになります。



## 一般名処方とは

平成28年3月25日（通知）「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（抜粋）

### 第5 処方せんの記載上の注意事項

#### 7 「処方」欄について

(1) 医薬品名は、**一般的名称に剤形及び含量を付加した記載**（以下「一般名処方」という。）又は薬価基準に記載されている名称による記載とすること。（以下、略）

全ての医薬品について一般名処方は認められている

一部簡略化が認められている

（アトルバスタチンカルシウム水和物⇒アトルバスタチン、  
ジクロフェナクナトリウム⇒ジクロフェナクNaなど）

「OD錠」と記載して良いかは明記されていない

一般名処方 = 「一般的名称（成分名）」+ 「剤形」+ 「含量」

アバプロ錠50mg及びイルベタン錠50mgを一般名処方する場合の記載は『イルベサルタン錠50mg』となる

配合剤については、原則として、有効成分の一般的名称を「・」で接続し、含量は記載しない（含量蚤が異なる複数の製剤が存在するときは、区別のため含量も記載）

効能効果、用法用量等の異なるものが存在する場合には括弧書き等により区別を行っている物もある

# 一般名処方加算

平成28年3月4日（通知）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（抜粋）

## 第5節処方せん料 F400 処方せん料

(11) (略) 後発医薬品のある医薬品について、薬価基準に記載されている品名に代えて、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載（以下「一般名処方」という。）による処方せんを交付した場合に限り算定できる

算定できる品目は厚労省HPに掲載されている「一般名処方マスタ」で確認できる

## 2016年度診療報酬改定

項目	算定基準	点数
一般名処方加算1	後発医薬品がある全ての医薬品を一般名処方した場合(2品目以上)	3点
一般名処方加算2	後発医薬品がある医薬品(先発品又は準先発品)を1品目でも一般名処方した場合	2点

先発医薬品又は準先発品にはなく後発医薬品のみ存在する剤形や規格の場合は、一般名処方加算2の対象からは外れますが、一般名処方加算1を算定する場合は一般名での記載が必要です。

## 一般名処方マスタより抜粋（一般名処方加算1のみ対象となる薬剤例）

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	一般名処方加算対象
内用薬	6250002Q1ZZZ	【般】 アシクロビル経口ゼリー200mg	アシクロビル	200mg 1包	加算1
内用薬	6250002Q2ZZZ	【般】 アシクロビル経口ゼリー800mg	アシクロビル	800mg 1包	加算1
内用薬	6290004F1ZZZ	【般】 イトラコナゾール錠50mg	イトラコナゾール	50mg 1錠	加算1
内用薬	6290004F2ZZZ	【般】 イトラコナゾール錠100mg	イトラコナゾール	100mg 1錠	加算1
内用薬	3399002Q1ZZZ	【般】 シロスタゾール経口ゼリー50mg	シロスタゾール	50mg 1包	加算1
内用薬	3399002Q2ZZZ	【般】 シロスタゾール経口ゼリー100mg	シロスタゾール	100mg 1包	加算1
内用薬	1129009F3ZZZ	【般】 ゾルピデム酒石酸塩口腔内崩壊錠5mg	ゾルピデム酒石酸塩	5mg 1錠	加算1
内用薬	1129009F4ZZZ	【般】 ゾルピデム酒石酸塩口腔内崩壊錠10mg	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1錠	加算1
外用薬	3339950R1ZZZ	【般】 ヘパリン類似物質スプレー0.3%	ヘパリン類似物質	1g	加算1

# 一般名処方と一般名処方加算



Q:薬価本の成分の欄に(1)や(2)と書かれている薬剤がありますが、処方せんにも同じように記載しても良いのですか？



A:統一名で(1)や(2)などが使用されている薬剤もありますが、一般名処方マスタを見ると(1)や(2)は使用されていないので、適切な記載ではないと思われます。

薬価基準収載品目リストより抜粋

プロチゾラムの場合

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	統一名収載	品名
内用薬	1124009F1010	プロチゾラム	0. 2 5 m g 1 錠		プロチゾラム0. 2 5 m g 錠 (1)
内用薬	1124009F2017	プロチゾラム	0. 2 5 m g 1 錠		プロチゾラム0. 2 5 m g 錠 (2)

一般名処方マスタより抜粋

区分	一般名コード	一般名処方の標準的な記載	成分名	規格	一般名処方 加算対象
内用薬	1124009F1ZZZ	【般】プロチゾラム錠0. 2 5 m g	プロチゾラム	0. 2 5 m g 1 錠	加算1, 2
内用薬	1124009F2ZZZ	【般】プロチゾラム口腔内崩壊錠0. 2 5 m g	プロチゾラム	0. 2 5 m g 1 錠	加算1, 2